

19/12/7 名古屋城市民説明会文字起こし（一部）

名古屋市民オンブズマンによる半自動文字起こしアプリによる文字起こし

参加者：一級建築士の高橋と申します。

竹中工務店さんに基本協定、これは請負契約ですねこれの廃棄について質問します。松雄局長には建築基準法 3 条適用除外、消防法 17 条 3 項、総務大臣の消火設備緩和認定の 3 点を質問します。

今、お手元にちょっと資料を置きますので。

竹中工務店さんに伺うのですが、どうして壇上におられるのか不思議でなりません。請負契約を請け負ってですね竣工日が守れなくて、いつになるのかもわからないという状態では、当然請負契約は廃棄です。名古屋市は 50 億円の損害賠償を竹中さんに求めるとばかり思っておりました。

しかし基本協定すなわち請負契約が、無効になったのに、さらに実施設計契約の終了期間をさらに延ばしたいふうにおっしゃってます。先ほど基本協定はあとで延ばします。期日はそのとき書き換えますっていわれましたけど、それを請負契約とはいいませんよね。

また、竹中さんが名古屋市に損害賠償を請求しないのかもわかりません。

文化庁復元検討委員会での木造天守の了解がとれないのは、名古屋市の責任であり竹中の責任ではない。さらに、木造天守の前に石垣問題を解決します。跳ねだし架構も石垣部会によって考え直すかもしれない、市の定めたコンペ条件は今ズタズタです。これでは東京オリンピックまでに造るというコンペは、そもそも成立していません。直ちに請負契約を廃棄し、損害賠償を竹中さんから名古屋市に求めるのが企業のコンプライアンスというものでないでしょうか。

また名古屋市は、竹中提案の安全のための付加設備、一杯ありますね。これを全部やめてしまって、裏金を作ったんでそれで新たに設計だけの委任契約を結ぼうとでも思ったのかと、委任契約。設計でなくて委任契約ですね、があると思うんですよ。請負契約を外してちょうど今名古屋市と竹中工務店さんの癒着をお尋ねしています。

つぎに松雄局長さんに、人の命の大切さを知らない方の方ですねあなたは。陸前高田まで行かれておきながら、市民に木造天守が大変危険な違法建築であることを説明していません。そこでお聞きします。2つ。

松雄さんは、国交省住宅局建築指導課に、名古屋市の建築基準法 3 条の法適用除外の考えを確認しましたか？平成 29 年 3 月 25 日建築指導課から法 3 条適用除外の通達が出ています。「文化庁の歴史的建造物は現代につくるレプリカであるので法適用除外にはならない。」この事を確認されましたか？

木造天守の消火設備は、スプリンクラー、屋内消火栓で良いという、総務大臣の消火設備緩和認定を得ましたか？消防法、名古屋市火災予防条例には、違法建築の木造天守に相当する消火設備がなく、コンペ要項要求水準書に名古屋市は総務大臣の緩和認定を取得しな

さいというふうに書かれています。

なお、私は消防庁、日本建築センターに聞きましたが、「名古屋城木造天守は受け付けていない」ということでした。これは事実ですか。松雄さん人の命はなによりも大切です。

司会者：今の話。消防、契約のことと消防関係の話だったと思いますが、どちらのかたから。

竹中：最初、竹中工務店の方からですね、ちょっとご説明したいと思います。今日のご説明のなかでもございましたが、日程についてはいろいろ今後ですね、有識者の方、文化庁そして竹中工務店と協議しながらやっていくということをご説明があったと思います。今後ですね、当然契約についての変更協議ということも進めさせていただくというはこびになっています。請負契約ということに関しては、今回全体で受けているわけではなく技術提案交渉方式の話もされたと思いますけれども、一つ一つ設計をしながらその設計の内容に対して見積をしてコストを価格交渉をして契約をしていくというプロセスの契約体制でございますからそれに準じて進めているということでございます。

司会者：有難うございます。先ほどのいろんな確認事項ですね。国交省に確認したのかと、

名古屋市（松雄）：その前に私が人の命を大切にしていけないんじゃないといったようなことをおっしゃてましたので、私これで35年公務員をさせていただいておまして、半分が半分が福祉なものですから。やっておりますので、まずやっぱりあの国民の生命と財産を守るのが私ども公務員しての最大の使命なものですから、技術的な細かいことについては職員から答弁させますけれども、少なくとも局長に判断を求められるときに、人の命を軽視する、あるいは人権をないがしろにする、それは絶対に認めないといったような姿勢で取り組んでおりますので、それだけご理解をいただきたいと思います。

それで技術的方面については局長ではわかりませんので部下から責任をもって答弁させます。

名古屋市：それではまず建築基準法の関係のご質問についてですが、国土交通省住宅局建築指導課に直接確認をしているわけではございません。

ただし、建築基準法三条1項4号については、特定行政庁が認定することになりますので、担当部局である名古屋市住宅都市局建築指導課に相談はおこなっております。

建築指導課からは、文化財保護法の手続きを踏み、再現がやむを得ないと判断されれば3条の適用は可能と考えていると聞いていますが、今後さらに詳細について名古屋市の建築指導課と協議を行っていく予定をしております。

先ほど村木の方からですね、復元の基準というのは文化庁から示されておりましたので、文化財保護法に基づく基準、その基準というのは当然文化財保護法をもとにして文化庁から示されている基準ですので、その基準に従って復元をするという形で我々は現状変更許可申請を取得しようとしているところでございます。

司会：すみません、回答の方を聞いてからしていただけます、まだお話ししている最中なので、まず聞いていただけますか。じゃあどうぞ

名古屋市：あと消防法につきましては、木造復元を消防法に適合させるため、名古屋市消防局と協議を重ねてきております。その上で消防設備については基本的に消防法において設置が必要な消防設備について設置することとしています。

ただ避難器具については建物の形状から設置が困難ということですので、消防法施行令第32条基準の特例の適用を受けるため一般財団法人日本消防設備安全センターによる評価を取得し設置を免除する計画としています。

なおこの評価につきましてはすでに一般財団法人日本消防設備安全センターに申請をしており現在審議中というところでございます。

司会者：ありがとうございます。で、あの、他の方のご意見も聞きたいのですけれども、総務省の方というお答えだけいただけたら次の方にいきたいと思います。

名古屋市（松雄）：必ず準備してやってまいりますので、そこはご理解ください。法令等無視するような形では通りませんので、必ず法令等をチェックしながら、関係機関と調整しながらやってまいりますので。

司会者：後程なにかインターネットで結構なのでお答えがほしいということでした。ありがとうございました。

竹中工務店：一つですね、いわゆる消火設備で消防を総務省の緩和の許可をとるようなお話だったと思うんですが。

いわゆる技術的に新しいその消火設備とか、そういったものを考案してですね設定しているという場合は、いわゆる性能値がきちっとその現行の認定品ですね、消防設備以上かどうかということも、チェックしていただいて許可を取っていくことになるんですが、今回は基本的には先ほど名古屋市さんの方からご説明があったように消防が、消防が認定されている一般的な消防設備で全ての消火設備を構成していくことでございます。

司会：ありがとうございます。では、次のご質問に行きたいと思います。